

令和6年度地球温暖化対策計画事業者説明会

令和6年度の変更点

環境部 温暖化対策課



彩の国
埼玉県

目次

1

エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインの主な変更点

p 3 ~ p 6

2

その他ガス排出量算定ガイドラインの主な変更点

p 7 ~ p 9

目次

1

エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインの主な変更点

p 3 ~ p 6

2

その他ガス排出量算定ガイドラインの主な変更点

p 7 ~ p 9

エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインの主な変更点(予定)

No	変更箇所	ページ番号	変更内容
1	第2部 第5章 エネルギー起源CO ₂ 排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定 1 考え方 (2) 単位発熱量・排出係数(直接排出)	P65 から P66	都市ガス供給事業者の合併・社名変更等に対応するため、 選択方法について注釈を追加
2	第3部 第1章 基準排出量の算定 2 具体的な方法 (5) 排出標準原単位	P107 からP129	排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等について、 建築基準法の用途区分等を時点修正

※ 当該資料において、「エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」及び「算定ガイドライン(算定GL)」とは「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」のことを指す。

【変更1】 算定資料における都市ガス供給会社の選択方法について

都市ガス供給事業者に合併や社名変更等が生じたとき

- ① 権利義務を承継した事業者が算定GL 表2-17中に存在する場合
 - ▶ “事業承継した事業者” を選択する
- ② 権利義務を承継した事業者が算定GL 表2-17中に存在しない場合
 - ▶ 当該変更が生じた“旧事業者” を選択する ※ 第3計画期間内のみ

算定資料 (エネルギー起源CO₂排出量) (B事業所,C事業所用) その4

監視点 番号	排出活動の 種類	燃料等の種類	都市ガスに関する情報		計量器		把握方法	単位	令和2年	
			メー ター種	供給会社	種類	検 査			4月分	
① 事業所内へ供給される燃料等使用量										

都市ガス選択時に選択

表2-17 埼玉県内の都市ガス事業者の単位発熱量

都市ガスの種類 (区分)	熱 量 (MJ/Nm ³)	期 間
東京ガス*1、角栄ガス、坂戸ガス、幸手都市ガス、 松栄ガス、大東ガス、東彩ガス、日高都市ガス、 武州ガス、鷺宮ガス、太田都市ガス (13A)	46.04	平成14年 4月から 平成18年 2月まで
	45	平成18年 3月から
伊奈都市ガス (13A)	45	平成19年 4月から
人間ガス (13A)	46.04	平成14年 4月から 平成17年 9月まで
	43.12	平成17年10月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
埼玉ガス、新日本瓦斯 (13A)	43.12	平成14年 4月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
西武ガス (13A)	46.04	平成14年 4月から 平成21年 9月まで
	43.12	平成21年10月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
秩父ガス (13A)	46.04	平成16年 6月から
武蔵野ガス (13A)	46.04	平成16年 1月から 平成23年 3月まで
	45	平成23年 4月から
本庄ガス (13A)	43.12	平成19年 4月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から
本庄ガス (12A)	41.86	平成14年 4月から 平成28年 9月まで
本庄ガス (調整ガス)	43.4	平成28年10月から 平成29年 9月まで
人間ガス、角栄ガス、新日本瓦斯、秩父ガス、 日高都市ガス、武蔵野ガス (6A)	29.3	平成14年 4月から ※人間ガスと日高都市ガス 以外は、既に供給が終了 している。
堀川産業 (13A)	43.12	平成27年 4月から 平成28年 9月まで
	45	平成28年10月から

【変更2】用途区分について建築基準法の用途区分等を時点修正

排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等について建築基準法の用途区分等を時点修正

	変更前	変更後
変更	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの	老人ホーム、 <u>福祉ホームその他これらに類するもの</u>
追加		<u>義務教育学校</u>
変更	中学校又は高等学校	<u>中学校、高等学校又は中等教育学校</u>
変更	養護学校、盲学校又は聾学校	<u>特別支援学校</u>
追加		<u>美術館その他これに類するもの</u>
変更	ロ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する施設	ロ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第 <u>2</u> 号に規定する <u>小売</u> 電気事業を除く。）の用に供する施設
変更	ハ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第1項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設	ハ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第 <u>2</u> 項に <u>規定するガス小売事業又は同条第5項に規定する一般ガス導管事業</u> の用に供する施設

目次

1

エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドラインの主な変更点

p3～p6

2

その他ガス排出量算定ガイドラインの主な変更点

p7～p9

【変更】算定に用いる係数について

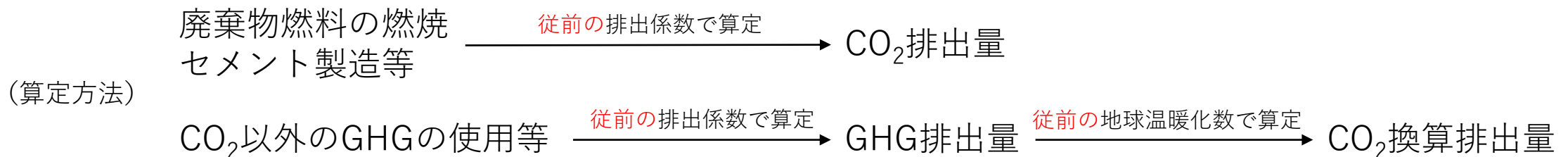
【前提】第3削減計画期間中は、活動量に対する排出係数・地球温暖化係数を一定とする。

その他ガス排出量算定ガイドラインでは、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の算定方法により、その他ガス排出量の算定を行うとしていた。

令和6年度から、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の算定で用いる排出係数、地球温暖化係数が変更された。

算定にあたり、排出係数・地球温暖化係数は従前の値を用いるよう、ガイドラインを改正した。

※ガイドライン改正により、昨年度以前と同じ算定方法になります。



【変更】算定に用いる係数について

算定方法・排出係数一覧

HOME > 算定方法・排出係数一覧

算定方法・排出係数一覧

算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧

算定方法の詳細は、「[温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル](#)」をご覧ください。

算定方法及び排出係数一覧 (PDF:252KB)

※令和5年12月12日更新(令和6年1月16日一部修正)

過去の排出係数一覧はこちら

算定方法及び排出係数一覧
(H21年度実績以降の排出量算定用) (PDF:604KB)

※H27年改正事項(NF₃追加、HFC・PFCのガス種を追加、地球温暖化係数)

算定方法及び排出係数一覧
(H18年度実績以降の排出量算定用) (PDF:352KB)

HOME >

制度概要

> 制度概要

> 制度概要資料

> 参考資料集

> 関連法規

算定・報告

> 算定方法・排出係数
一覧

> マニュアル・様式

> 特定排出者コード検
査

> 権利利益保護請求

集計結果・開示請求

> 集計結果

従前の係数は環境省のホームページから確認できます。

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度
算定方法・排出係数一覧
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

環境省ホームページ

お問合せ先

埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044, 3043, 3049

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

埼玉県目標設定型排出量取引制度のWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html>

埼玉県 排出量取引制度

検索

埼玉カーボンニュートラルポータルサイトのWebページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/saicn.html>